

奈良県議会議事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県議会議長 粒 谷 友 示

奈良県議会議程第三号

奈良県議会議事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会議事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会議程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「総務部人事課長」を「総務部行政・人材マネジメント課長」に改める。

第三条の二を削る。

第四条第二項中 「技師」
を「技師」に改める。
嘱託

第五条第十四項を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。